

新旧対照表

○北海道青少年健全育成条例施行規則

新	旧
<p><u>(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項)</u></p> <p>第7条 条例第30条の2第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。 <u>(削る。)</u></p> <p><u>(1) 青少年による携帯電話端末等からのインターネットの不適切な利用が、犯罪行為又は自己若しくは他人に対し有害な行為となるおそれがあること。</u> <u>(削る。)</u></p> <p><u>(2) 条例第30条の2第2項に規定する事項</u> <u>(3) 条例第30条の2第4項に規定する事項</u> <u>(書面等の保存の期間)</u></p> <p>第8条 条例第30条の2第3項の規定による保存は、同条第2項の規定による書面の提出を受けた日から起算して1年を経過する日までの間、行うものとする。</p> <p>2 条例第30条の2第5項の規定による保存については、前項の規定を準用する。</p>	<p><u>(携帯電話インターネット接続契約の締結等の際の説明事項)</u></p> <p>第7条 条例第30条の2第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 青少年が携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることその他携帯電話端末等のインターネットに接続する機能を用いることにより、青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じること。</u></p> <p><u>(2) 青少年による携帯電話端末等からのインターネットの不適切な利用が、犯罪行為又は自己若しくは他人に対し有害な行為となるおそれがあること。</u></p> <p><u>(3) 携帯電話インターネット接続契約による携帯電話インターネット接続役務の提供に併せて携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの内容</u></p> <p><u>(4) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第17条第1項ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、条例第30条の2第3項の書面を提出しなければならないこと。</u></p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(書面等の保存の期間)</u></p> <p>第8条 条例第30条の2第4項の規定による保存は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約が終了し、若しくは解除された日又は当該携帯電話インターネット接続契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間行うものとする。</p>